

## 用語解説集

### あ行

#### アウトリーチ

従来の窓口で相談・申請等を受けるサービスではなく、支援が必要な人の自宅等に出向き、相談・申請の受付等を行うこと。

#### 赤ちゃん訪問

生後4カ月に達するまでの乳児のいる家庭を訪問する。

#### アセスメント

介護や障害のサービス提供や生活困窮者等への支援にあたり、その人の身体状況、精神状況や生活環境、背景や要因を含め、ケアプラン等の作成や、今後の支援に必要な見通しをたてるために、事前に把握、評価、分析を行うこと。

#### 一般就労

通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用契約による企業への就労をいう。

#### 医療的ケア

- ①人工呼吸器管理（毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAP含む）
- ②気管内挿管、気管切開
- ③鼻咽頭エアウェイ
- ④酸素吸入
- ⑤6回/日以上頻回の吸引
- ⑥ネブライザー6回/日以上又は継続使用
- ⑦中心静脈栄養（IVH）
- ⑧経管（経鼻・胃ろう含む）
- ⑨腸ろう・腸管栄養
- ⑩継続する透析（腹膜灌流を含む）
- ⑪定期導尿（3回/日以上）・人工膀胱
- ⑫人工肛門

#### オレンジカフェ

認知症の本人や家族、地域の人などが集まり、情報交換をしたり、おしゃべりを楽しんだりする場。お茶を飲みながら心配ごとを相談したり、専門家のアドバイスを受けられる一種のコミュニティ。

## か行

### 介護医療院

今後、増加が見込まれる慢性的な医療的・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設が創設された。

### 介護保険施設

介護保険法に基づいて都道府県知事の指定を受けた、介護保険サービスが利用可能な施設。介護保険施設には、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3種類がある。

### 介護予防

介護を要する状態になることを予防すること、または状態の悪化を予防すること。

### 介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険法の改正により創設されたサービスで、市区町村の判断により、要支援者・介護予防事業対象者を対象として、利用者の状態像や意向に応じて、介護予防、生活支援（配食、見守り等）、権利擁護、社会参加も含めて総合的で多様なサービスを提供する事業。

### 介護療養型医療施設

介護保険法による施設サービスの一つで、要介護者のうち長期の療養を必要とする要介護者に対し、医学的な管理のもとに、介護やその他の世話、機能訓練、療養上の管理・看護などを行うことを目的とする施設。設置期限が平成29年度末までとなっていたが経過措置期間が6年間延長された。

### 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護保険法による施設サービスの一つで、要介護者について、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設。特別養護老人ホームとは、老人福祉法による名称。

### 介護老人保健施設（老人保健施設）

介護保険法による施設サービスの一つで、要介護者について、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設。老人保健施設とは、老人福祉法による名称。

### **（仮称）総合子どもセンター**

子ども期から若者期における、本人や家庭における課題についての専門相談、支援、措置、家庭・社会復帰までを総合的に実施する施設。平成 33 年度開所予定。

### **看護小規模多機能型居宅介護**

介護保険法による地域密着型サービスの一つで、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、家庭的な環境のもとに行う、通い、訪問、宿泊のサービスを提供する。※旧名称「複合型サービス」平成 27 年 4 月から名称変更。

### **基幹相談支援センター**

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施する。また、地域の実情に応じて、総合相談・専門相談、地域移行・地域定着、地域の相談支援体制の強化の取組、権利擁護・虐待防止を行う。

### **共生型サービス**

障害福祉サービス事業所等であれば介護保険事業所の指定を受けやすくする特例を設けることにより、高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくし、障害者が高齢者になった場合に馴染みの事業所を利用し続けられるようにする仕組み。

### **居住系サービス**

障害者総合支援法に基づき、共同生活を行う住居や入所施設において日常生活上の必要な支援を行うサービス。共同生活援助、施設入所支援を指す。

### **居宅介護支援事業所**

介護支援専門員（ケアマネジャー）が常駐し、要介護者や家族の依頼を受けて、要介護者の心身の状況、環境、希望等を考慮して介護支援計画（ケアプラン）の作成やその他の介護に関する相談を行う。

### **緊急一時宿泊事業**

家庭内の事情、災害、介護者の急病等により介護を受けられないこと、社会適応が困難なこと等の理由により在宅での生活が困難な高齢者について、区内の特別養護老人ホームにおいて緊急に一時的な宿泊をさせるとともに、適切なサービスの調整を図ることにより高齢者の在宅での生活を支援することを目的とする事業。

### **グループホーム**

主として夜間において、共同生活を行う住居で、入居している障害者について相談、入浴、排せつ、又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。

## グループホーム活用型ショートステイ事業

精神障害者グループホームに併設した専用居室等を使用して、地域生活のイメージ作りや退院後の症状悪化防止のためのショートステイを実施する。東京都事業。

## ケアマネジャー

介護支援専門員の通称で、介護保険法に基づき、要介護者や要支援者、家族からの相談に応じて要介護者等が心身の状況に応じた適切なサービスを利用できるように、支援する職種。サービス事業者などとの連絡調整を行い、要介護者等のケアプランを作成する業務を担う。

## ケアマネジメント

さまざまな保健福祉サービスを必要とする人に対し、その人の相談にのり、最適なプランをたてて計画的に自立や機能維持、在宅生活を支えていくことをいう。

## 計画相談支援

障害福祉サービスを利用する障害者に対し、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング（サービス等利用計画の実施状況の把握等）を行う等の支援。

## 軽費老人ホーム（ケアハウス含む）

軽費老人ホームには、A型、B型、ケアハウスの3種類がある。原則として60歳以上の人を対象。A型は、高齢等のため独立して生活するには不安のある人であって家族による援助が困難な人。B型はA型の要件に加えて自炊が可能な人。ケアハウスは、身体機能の低下により自立した日常生活を営むことに不安がある人で家族の援助を受けることが困難な人。ケアハウスの居室は原則個室となっている。※「都市型軽費老人ホーム」は、た行参照。

## 健康寿命

認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間のこと。現在では、単に寿命の延伸だけでなく、この健康寿命をいかに延ばすかが大きな課題となっている（成果指標としては、要介護2以上の認定を受けていない年齢で表している）。

## 高次脳機能障害

交通事故等で脳が損傷を受けた場合等に発生する、言語、記憶、及び行動等に関する障害。

## 高次脳機能障害コーディネーター

高次脳機能障害に関する専門的知識を有し、本人又は家族に対する支援を行う支援員。障害者地域自立生活支援センター「つむぎ」に配置している。

## 合理的配慮

障害者の権利に関する条約第2条において定義される。障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

## 子育て世代包括支援センター

妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと、支援プランを策定すること、保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行う役割を担う。

## 子育て相談

子どもの発達や課題、育児等について不安や心配がある人の相談。

## 子育てひろば事業

乳幼児親子が利用しやすい身近な場所に交流の場を開設し、家庭や地域における子育て機能の低下に対応し、子育て中の親の孤立感や不安感の軽減を図る事業。専任のひろば支援員を配置して、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

## 個別支援計画会議

学校、すこやか福祉センター等関係機関が集まり、就学時にこれまでの発達支援の内容について、在籍保育園等より進学予定校に引継を行った子ども及び就学後に支援を開始した子どもの支援方針等の検討を行う会議。

## さ行

### サービス等利用計画

障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害者のニーズや置かれている状況等を勘案し作成するサービスの利用計画。

### 在宅療養支援診療所

在宅療養について地域で積極的な役割を担う診療所。24時間対応体制の在宅医療の提供、緊急時に入院できる病院との連携、介護・福祉サービス事業所との連携、看取り数の報告等いくつかの要件を満たす診療所が、地方厚生局長に届出て認可を受けている。

### **事業協同組合**

障害者の雇用の促進等に関する法律第 45 条の 3 に基づき厚生労働大臣の認定を受けた組合。法定雇用率（法人の総従業員数に応じて算定される障害のある従業員数の割合）の算定において、組合員である中小企業と通算することができる。

### **次世代育成委員**

地域に暮らす立場から育成活動や子育て支援活動を行い、学校や子ども関係施設などと連携して地域の子育てネットワークづくりを進める。乳幼児期から青少年まで一貫した子どもの発達を支援するため、区や関係機関と協働して、家庭・地域・学校の連携を推進する。中学校区ごとに地域から推薦を受け、区長が委嘱する。任期は 3 年間、定員は 29 名。

### **指定一般相談支援事業者**

入所施設や精神科病院を出て、地域で暮らすための地域移行支援・地域定着支援を行う。事業所指定は、都道府県知事が行う。

### **指定特定相談支援事業者**

障害者等が障害福祉サービスを利用する際にサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング（サービス等利用計画の実施状況の把握等）を行う。事業者指定は、市町村長が行う。

### **児童発達支援事業**

障害や発達に課題のある未就学児を対象とし、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う事業。

### **児童発達支援センター**

通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う。地域の中核的な支援施設。

### **自発的活動支援事業**

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者、家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援する事業。障害者総合支援法の地域生活支援事業における必須事業に位置付けられている。

### **社会貢献型後見人**

通常、後見業務を担っている親族や弁護士等の専門家ではなく、「東京都後見人等候補者養成事業実施要領」に基づき東京都及び区市町村で養成した、成年後見制度の趣旨と内容を理解し社会貢献的な精神で担ってもらう後見人を「社会貢献型後見人」と称している。

### **社会的障壁**

障害者が社会的生活を営むうえで妨げとなる社会的な制度や慣行。

### **社会福祉協議会**

社会福祉の増進を図るために組織された民間団体で、社会福祉の基本的な事項を定めている社会福祉法に規定されている。地域福祉事業推進の中心的役割を担っている。

### **重症心身障害児（者）**

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態にある子どもを指す。成人した重症心身障害児を含めて重症心身障害児（者）という。

### **就労移行支援事業所**

障害者総合支援法第5条で定められた障害者の一般就労を促進する施設。通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる障害者について、生産活動、職場体験等の必要な訓練、求職活動に関する支援、職場への定着のために必要な相談支援等を行う。

### **就労継続支援B型事業所**

障害者総合支援法第5条で定められた障害者の一般就労を促進する施設。企業等に就労することが困難な障害のある人に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う。

### **就労支援センター**

一般就労を希望している障害者への相談や訓練、企業で働く障害者の職場への定着支援、企業における障害者雇用の支援など、障害者の就労を総合的に進める機関。

### **巡回拠点校**

児童・生徒の在籍校を巡回指導する拠点となる学校。各学校の規模、対象児数、学校間の距離、移動の利便性等の実情を考慮して決定する。

### **障害児支援利用計画**

障害児通所支援等を適切に利用することができるよう、障害児のニーズや置かれている状況などを勘案し作成するサービスの利用計画。

### **障害児相談支援事業者**

障害児が障害児通所支援を利用する際に障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。

### **障害児通所支援**

児童発達支援、放課後等デイサービス支援及び保育所等訪問支援。

### **障害者差別解消支援地域協議会**

障害者差別解消法第 17 条において、地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効率的かつ円滑に行うために、組織することができる会議体。

### **障害者自立支援協議会**

障害者総合支援法第 89 条の 3 に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体等により構成された協議会。

### **小規模多機能型居宅介護**

介護保険法による地域密着型サービスの一つで、要介護者の心身の状況や置かれている環境に応じ、また、自らの選択に基づいて、居宅にサービス事業者が訪問し、又はサービス拠点に通所や短期間宿泊してもらい、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービス。

### **食育**

健康で生き生きとした生活のために、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけるとともに、食を通じて豊かな心の育成や社会性を育てていくことをめざす取組・考え方。

### **すこやか障害者相談支援事業所**

身体、知的、精神障害者（児）、発達障害者（児）や家族等に対し、各種相談、障害福祉サービスの利用援助、申請受付や区との取次業務等を行う。



### **すこやか福祉センター**

子ども、高齢者、障害者、妊産婦等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、保健、福祉及び子育てに関する総合的な支援を行う施設。区内に4か所設置している。

### **生活支援コーディネーター**

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備のため、地域において主に資源開発やネットワーク構築の機能を果たす。

### **生活習慣病**

生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称をいう。具体的には、がん、脳血管疾患、心臓病、糖尿病などが指摘されている。

### **生活寮**

福祉作業所等に通所し、又は就労している知的障害のある人に対し生活の場を提供し、地域社会での自立生活を助長するとともに、障害のある人の緊急一時保護を行うことを目的とした施設。

### **青少年育成地区委員会**

子どもたちの健全な成長を目指し、地域内の子どもに関係する団体や住民が連帯協力して結成した連合組織で、地域の育成活動の核となっている。区内に14の地区委員会が結成され（昭和と東中野地域は合同）活動している。

### **成年後見制度**

判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人）を保護・支援するための制度。家庭裁判所が成年後見人を選ぶ法定後見制度と自らがあらかじめ成年後見人を選んでおく任意後見制度がある。成年後見人が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約等の法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援する。

### **成年後見制度利用促進基本計画**

成年後見制度の利用の促進に関する法律第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画。区市町村は、国の基本計画を勘案し、当該区市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。

## セルフプラン

特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者以外の者（家族や支援者など）が策定したサービス等利用計画や障害児支援利用計画。

## 相談支援専門員

障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、障害児支援利用計画やサービス等利用計画の作成を行う。

## た行

### 退院後生活環境相談員

精神科病院での設置が義務づけられている相談員。医療保護入院者及び家族等からの相談に応じ、退院に向けた意欲の喚起や具体的な取組の相談等を行う。

### 地域移行

障害者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している障害者が、地域での生活に移行すること。住居の確保や外出時の支援、障害福祉サービスの体験的な利用等を通し、地域生活への円滑な移行を目指す。

### 地域医療確保計画

新型インフルエンザをはじめとした感染症による健康危機に対し、その健康被害を最小限に抑えるため、発生段階に応じて適切な医療を提供できる体制の整備をすすめることを目的として策定する計画。

### 地域開拓促進コーディネーター

就労希望者の掘り起しなど、障害者の一般就労を進めるための働きかけ、支援を行う専門員。中野区障害者福祉事業団に配置している。

### 地域共生社会

障害の有無や年齢等にかかわらず、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、それぞれに役割を持ちながら参加できる社会。

### 地域支援事業

介護保険の被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とした事業。

### **地域生活支援拠点**

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談・体験の機会・緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を持った障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制をいう。地域生活支援拠点は、整備の類型として、多機能拠点整備型、面的整備型、両方を組み合わせた複合型がある。

※多機能拠点整備型：各地域内で居住支援のための機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点。

※面的整備型：地域における複数の機関が分担して機能を担う。

### **地域生活支援事業**

障害のある人が、その有する能力や適性に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じたサービスを、柔軟な事業形態によって効率的・効果的に実施する事業。

### **地域包括ケアシステム**

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、健康づくり、予防、見守り、介護、生活支援、医療が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制。

精神障害に関しては、国から、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」として、平成 32 年度までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置するよう示されている。

### **地域包括支援センター**

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメント等を総合的に行う機関で、各区市町村に設置されている。

### **地域密着型サービス**

住み慣れた自宅や地域で可能な限り生活を続けられるように、地域ごとの実情に応じた柔軟な体制で提供される介護保険制度上のサービス区分。地域密着型サービスは、原則として、居住している区市町村内でのみサービスの利用が可能。

### **地区懇談会**

中学校区ごとに設置され、対象エリアの子どもや家庭をめぐる地域の課題や家庭・地域・学校の連携に関する課題の解決に向けて協議し、地域活動を促進するとともに連携を強化する。学校や地域の子育てに関わる団体や施設がメンバー。次世代育成委員とともに児童館長が事務局を担っている。

### **定期巡回・随時対応型訪問介護看護**

介護保険法による地域密着型サービスの一つで、日中・夜間を通して、訪問介護と訪問看護が一体的又は密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う。

### **定着支援**

就職した障害者が安心して働き続けられるよう、支援員が職場を定期的に訪問し、職場への定着に向けた支援を行うこと。

### **データヘルス**

健康診査の結果や診療報酬明細書等（レセプト）から得られる健康や医療に関する情報を活用して、PDCAサイクルに沿って行われる効果的・効率的な保健事業。

### **データヘルス計画**

健康診査やレセプトデータの分析に基づく、効果的・効率的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画。

### **東京都精神障害者地域移行体制整備支援事業**

入院患者及び精神科病院等に対して退院促進に向けた働きかけや地域との調整を行うとともに、グループホームへの体験入居や関係機関職員に対する研修を通じて、円滑な地域生活への移行や安定した地域生活を送るための体制整備を進める。東京都事業。

### **東京都地域医療構想**

東京都は、平成元年から保健医療に関して施策の方向性を明らかにする「東京都保健医療計画」を策定している。平成25年に改定された「東京都保健医療計画」に追記するものとして、平成28年に「東京都地域医療構想」が策定された。将来の病床数の必要量や居宅等における医療の必要量を推計している。

### **特定健康診査**

平成20年4月から始まった健康診査で、生活習慣病予防のためにメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した検査項目になっている。実施年度において40歳から74歳となる医療保険の加入者が対象。

### **特定施設入居者生活介護**

介護保険法によるサービスの一つで、要介護者又は要支援者について、介護保険の指定を受けた有料老人ホーム、ケアハウスなどに入居させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

### 特別支援教育

障害のある幼児・児童・生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、能力や可能性を最大限に伸長するために適切な指導及び支援を行う。

### 特別支援教室

通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な支援や指導を必要とする児童・生徒に対し、教員が巡回して指導を行うための教室。児童・生徒は、各在籍校で指導を受けることができる。

### 特例子会社

障害者の雇用の促進等に関する法律で、事業主に課せられる法定雇用率（法人の総従業員数に応じて算定される障害のある従業員数の割合）の算定において親会社の一事業所とみなされる子会社。

### 都市型軽費老人ホーム

都市型軽費老人ホームは、身体機能の低下等によりひとり暮らしを続けることが不安な人などを対象とし、困ったときには支援を受けられる「ケア付きすまい」の創設が必要であるとの東京都の提言を契機に創設された高齢者施設。地価が高い都市部でも整備が進むよう、従来の軽費老人ホームと比較すると、居室面積や職員配置に関する基準が緩和されている。また、所得の低い高齢者でも安心して生活できるよう、利用料も低く抑えており、収入に応じた減免措置がある。

## な行

### 中野区障害者差別解消審議会

区の障害者差別解消の取組について、適正であったかを審議し、意見又は提案を行う区長の附属機関。

### 中野区地域包括ケアシステム推進プラン

「中野区地域包括ケアシステム」の構築を推進するため策定された、区と関係団体等による具体的な取組を示した計画。計画期間は平成 28～37 年度。

### なかの里・まち連携（事業）

地方の都市と大都市（中野区）の両者が、お互いの強みを生かして弱みを補うことによって課題の解決を目指し、豊かで持続可能な地域社会をつくるため、これまでの自治体間交流の枠を越え、民間活力を利用したさまざまな連携事業。

### なかの障害者就労支援ネットワーク

中野区内の障害者就労支援事業所等が就労支援や工賃向上を進めるための組織体。区内の 26 の事業所で構成している。

## 難病

症例数が少なく原因不明で治療方法が確立しておらず、生活面への長期にわたる支障がある疾患。

## 日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて区内を区分したもの。中野区は南部圏域・中部圏域・北部圏域・鷲宮圏域の4圏域を設定している。

## 日中活動系サービス

障害者総合支援法に基づき、障害者の昼間の活動を支援するサービス。生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護及び短期入所を指す。

## 入所施設

障害者総合支援法第5条で定められた障害者の生活を支援する施設。夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行う。

## 認知症

いろいろな原因で脳の細胞の働きが失われたり、働きが悪くなったためにさまざまな障害が起こり、生活するうえで支障が出ている状態（およそ6か月以上継続）を指す。

認知症を引き起こす病気のうち、もっとも多いのは、脳の神経細胞が脱落する「変性疾患」と呼ばれる病気であり、アルツハイマー病、前頭側頭型認知症、レビー小体型認知症などがこの「変性疾患」にあたる。続いて多いのが、脳梗塞、脳出血、脳動脈硬化などのために、神経の細胞に栄養や酸素が行き渡らなくなり、その結果その部分の神経細胞の働きが失われたり、神経のネットワークが壊れてしまう血管性認知症である。

## 認知症アドバイザー医

中野区医師会が独自に、一定以上の認知症に関わる専門知識を有する医師を養成し、必要な研修を受けた医師を中野区認知症アドバイザー医として登録し、区民に公開している。

## 認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

介護保険法による地域密着型サービスの一つで、認知症高齢者に対し、共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

### 認知症高齢者の日常生活自立度

介護認定調査において、認知症高齢者の日常生活における自立度を客観的かつ短時間に判断できるよう厚生労働省が作成した指標。日常生活自立度判定基準は以下の表のとおり。

自立	I～M以外
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している。
II a	家庭外で、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
II b	家庭内でも、上記II aの状態が見られる。
III a	日中を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
III b	夜間を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患（意思疎通が全くできない寝たきり状態）が見られ、専門医療を必要とする。

### 認知症対応型共同生活介護

介護保険法による地域密着型サービスの一つで、認知症高齢者に対し、共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

### 認知症対応型通所介護

介護保険法による地域密着型サービスの一つで、認知症高齢者に対し、デイサービスセンターに通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

は行

### 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

### バリアフリー

高齢者・障害のある人等が社会生活をしていく上で、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等すべての障壁（バリア）を除去する必要があるという考え方。

### **バリアフリー基本構想**

中野区交通バリアフリー整備構想の計画期間終了に伴い、これまでのバリアフリー化の取組を継続・発展させるため見直しを行い、バリアフリー法（平成18年度制定）に基づいて平成27年4月に策定された基本構想。

### **ピアカウンセリング**

障害者に対して同じく障害のある人が相談に乗り、悩みや問題を相談者自身の力で克服できるように援助を行う活動。

### **福祉オンブズマン**

区民から寄せられた区が行った福祉サービスの適用についての苦情に公正・中立な専門家の立場で調査を行い、理由があると認める場合には、実施機関に対して是正を求める意見の表明等を行います。

### **福祉的就労**

企業との雇用契約に基づく就労（一般就労）に対し、一般就労が困難な障害のある人のために福祉的な観点から配慮された環境での就労で、最低賃金は保障されず、施設の利用者としての就労をいう。

### **福祉有償運送**

身体障害のある人や要介護者など、一人では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対して、ドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを提供することを目的として、NPO法人、公益法人、社会福祉法人等が行う福祉輸送サービス。

### **不当な差別的取り扱い**

障害を理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否、制限、条件を付す行為。

### **ペアレントメンター**

同じ障害のある子どもを育てる保護者が相談相手となること。悩みを共感し、実際の子育ての経験を通して子どもへの関わり方などを助言することができる。

### **保育園等巡回訪問指導**

乳幼児が在籍する保育所及び幼稚園等へ定期的に巡回し、乳幼児等への対応方法を職員等に対し助言する事業。

### **放課後等デイサービス事業**

学校に就学している障害や発達に課題のある児童につき、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う事業。



### 包括的な地域ケア

主に高齢者を対象としたケア体制である「地域包括ケアシステム」と区別して、中野区が目指してきた子どもや高齢者、障害のある人など、支援を必要とする人すべてを対象としたケア体制を「包括的な地域ケア」と表わしている。

### 法定雇用率

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、民間企業、国、地方公共団体が雇用しなければならないとされる障害者の割合。

### 訪問介護

介護保険法による居宅サービスの一つで、要介護者等について、その居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助。

### 訪問看護

介護保険法による居宅サービスの一つで、要介護者又は要支援者について、その居宅において、看護師等により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助。

## ま行

### 民間福祉サービス紛争調停制度

弁護士等の紛争調停委員を置き、高齢者や障害のある人、子ども等のための民間福祉サービスにおける利用者と事業者の間の紛争について、迅速で適正な解決を図るために設けた調停の制度。

### 民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題（生活上の問題、高齢者・障害者福祉等福祉全般）についての相談を受ける人。児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童の福祉に関する相談にも応じている。

## や行

### 夜間対応型訪問介護

介護保険法による地域密着型サービスの一つで、要介護者に対し、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行う。

## ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をはじめからデザインし、ものやサービス提供などに配慮する考え方。

## ら行

### 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行う事業。障害者総合支援法の地域生活支援事業における必須事業に位置付けられている。

### リスクコミュニケーション

リスク分析の全過程において、リスク管理機関、リスク評価機関、消費者、生産者、流通業者、小売業者などの関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換すること。

### 療育センターアポロ園

障害や発達上の課題を持つ子どもが、家庭や地域の中でともに生活できるよう支援を行う施設。児童発達支援事業、療育相談、保育園等巡回訪問指導、一時保護事業（一時的に預かる事業）等を実施している。

### 療育センターゆめなりあ

障害や発達上の課題を持つ子どもが、家庭や地域の中でともに生活できるよう支援を行う施設。児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、療育相談、保育園等巡回訪問指導、一時保護事業（一時的に預かる事業）等を実施している。

### レジオネラ症

自然界の土壌や湖沼などに生育している、レジオネラ属菌が原因で発症する感染症。冷却塔の冷却水、循環型浴槽、循環給湯、プールなどで維持管理が不十分な場合に、温度や栄養分などの条件が整うと繁殖することがある。レジオネラ症は抵抗力の弱い人がかかりやすく、重症の場合には死亡することもあるレジオネラ肺炎と、インフルエンザと似た症状を示し数日で軽快するポンティアック熱とがある。

### レスパイト

乳幼児や障害者、高齢者など要介護者を在宅でケアしている家族の精神的疲労を回復させるための休養。

## レセプト

診療報酬明細書等情報

## アルファベット

### A E D（自動体外式除細動器）

心停止を起こした場合に、電気ショックを与え、平常の心機能を回復させる医療機器。電源を入れ、電極を対象者に貼り付けると、自動的に機器が心電図を解析し、必要な除細動（電気ショック）を与えます。

### D O T S（ドッツ）

直接服薬確認療法（Directly Observed Treatment Short-course）の略。患者の服薬を支援者が直接確認し、治療の完遂、結核の二次感染の防止を図る。

### e ラーニング（イーラーニング e-learning）

情報技術を用いて行う学習のこと。

### H A C C P

材料の受け入れから出荷まで、すべての工程における監視や記録を行なうこと。

### H i b 感染症

ヘモフィルスインフルエンザ菌 b 型（Haemophilus influenza type b）という細菌によって発生する病気。そのほとんどが 5 歳未満で発生し、特に乳幼児で発生に注意が必要とされている。

### I C T

情報通信技術（Information Communication Technology）の略。

### I G R A 検査

ツベルクリン反応検査にかわる検査法で、採血によって速やかに結核の感染について評価できる検査。インターフェロン $\gamma$ 放出アッセイ（Interferon-gamma release assay）の略。

### M R

麻疹（ましん、はしか：Measles）と風しん（ふうしん：Rubella）を英語の頭文字で略したもので、MRとは、麻疹・風しんの混合ワクチンを意味している。

### N P O

営利を目的としない（利益を構成員に分配しない）民間団体の総称。狭義の N P O 法人だけでなく、任意団体も含まれる。Non Profit Organization（非営利団体）の略。

## PDCAサイクル

保健事業の効果的かつ効率的な推進を図り、事業を継続的に改善するために、Plan（計画）Do（実施）Check（評価）Act（改善）を繰り返す手法。

## 「健康福祉都市なかの」を実現する基本計画

中野区健康福祉総合推進計画 2018  
第7期中野区介護保険事業計画  
第5期中野区障害福祉計画  
第1期中野区障害児福祉計画

■ 登録番号 29 中健福第 2915 号

■ 平成 30 年（2018 年）3 月発行

中野区健康福祉部福祉推進分野 健康福祉企画担当

電話 03(3228)5421 ファクシミリ 03(3228)5662

E-mail : fukusuisin@city.tokyo-nakano.lg.jp

〒164-8501 東京都中野区中野四丁目 8 番 1 号